

新型コロナウイルス感染症拡大による
家計急変世帯の学生に対する特別授業料減免制度募集要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、家計が急変し、授業料の納付が困難となった世帯の学生に対し、2020年度の授業料の全額もしくは半額を免除する。

2 申請資格

- (1) 学域生のうち、高等教育の修学支援新制度の「大学への入学時期に係る基準(※1)」に該当せず高等教育の修学支援新制度に申請出来ない者である。(非正規生は除く)
- (2) 大学院生のうち、大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度の「大学等に入學するまでの期間等に関する要件(※2)」及び「府内在住要件(※3)」に該当せず大阪府立大学・大阪市立大学等授業料等支援制度に申請出来ない者である。(非正規生は除く)

3 減免額について

2020年度授業料の全額もしくは半額を免除

※生命環境科学域獣医学類の実験機器充実負担金及び実習充実負担金は減免の対象外

4 家計状況の審査

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、家計が急変した期間の世帯収入要件を計算し、困窮度の高い世帯の学生を優先的に支援する。

＜世帯収入要件の計算方法＞

2020年1月から8月分の給与収入(又は営業等売上)額のうち、月額の高い順から3か月分を抽出し、その平均額に12倍した額を2020年収入額相当とする。

5 減免額の判定

下記、別表の基準に基づき全免又は半免を決定する。

別表 世帯収入要件の目安

(単位：万円)

世帯 人数	想定する世帯構成	(★) が給与所得者の世帯 (年間の収入金額)		(★) が給与所得者以外の世帯(年間の所得金額)	
		全額免除	半額免除	全額免除	半額免除
2人	本人、親(ひとり親)(★)	229	402	131	251
3人	本人、親(ひとり親)(★)、高校生	289	457	172	295
4人	本人、親①(★)、親②(無収入)、高校生	295	461	186	305
4人	本人、親①(★)、親②(給与所得者)、高校生	親①：295 親②：115	親①：409 親②：155	親①：169 親②：115	親①：246 親②：155
5人	本人、親①(★)、親②(パート)、高校生、中学生	親①：321 親②：100	親①：461 親②：100	親①：207 親②：100	親①：309 親②：100

(注1) 表中の数字はあくまで目安であり、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象外となる場合がある。

(注2) 世帯人数とは、同居別居にかかわらず、生計が同じ人(同一生計)の人数で、別生計にある兄弟姉妹、祖父母などは含まない。

6 申請手続

申請資格者のうち本制度の支援を希望する者は、以下の申請期間内に別紙に定められた応募書類を各キャンパス窓口提出する。

中百舌鳥キャンパス：学生課学務グループ

羽曳野キャンパス：事務所学生グループ

りんくうキャンパス：事務所学生・教務担当

申請期間：2020年8月26日（水）～2020年9月30日（水）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での資料提出も可とします。

郵送の場合は、申請期間内に到着した書類のみ審査対象となりますのでご注意ください。

＜申請書類の送付先＞

〒599-8531 堺市中区学園町1番1号

大阪府立大学 学生センター 学生課 修学支援担当

7 問合せ先

学生課 学務グループ 修学支援担当

Email: shugakushien[at]ao.osakafu-u.ac.jp [at] の部分を@と差し替えてください。

＜参考＞

※1 国の高等教育の修学支援新制度「大学への入学時期に係る基準」

高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない者

例：2016年3月に高等学校等を卒業 → 2018年度末までに大学等へ入学した者

※2 大学等に入学するまでの期間等に関する要件

2019年度に大学等を卒業し、直接入学した者で、入学時の年齢が24歳（前年度末年齢）以下である者。

※3 府内在住要件

学生本人及びその生計維持者（原則、父母）が、入学日の3年以上前（2017（平成29）年4月1日）から引き続き大阪府内に住所を有していること。

(別紙)

応募書類

番号	申請書類等		
	書類名	対象者	発行者
1	申請確認票	申請者本人	様式あり（大学）
2	授業料減免申請書		様式あり（大学）
3	家庭状況調書		様式あり（大学）
4	誓約書		様式あり（大学）
5	住民票（コピー不可）（続柄省略不可） ※世帯全員を一括して証明したもの。 <u>（マイナンバーは記載しないで下さい）</u>	世帯全員	市区町村
6	令和2年度課税証明書（市町村民税・都道府県民税（所得・課税）証明書）（コピー不可） （所得証明書を発行できない場合は、 非課税証明書 （コピー不可））	家計支持者全員 （原則、父母）	市区町村
7	2020年1月から8月分のうち新型コロナウイルス感染症の影響で給与収入の減少が生じた月以後3か月分の給与明細又は売上月報 （月別の売上高がわかること） 給与明細又は売上月報が3か月分提出できない場合は、事情が分かる書類（例：解雇通告、雇用期間がわかる雇用契約証書、廃業届等）	家計支持者全員 （原則、父母）	賃金支払者
8	生活保護受給証明書	生活保護受給世帯	福祉事務所
9	障害者手帳の写し	障がい者のいる世帯	市町村役場